

第4回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年7月11日(火) 午後3時から午後5時25分
2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室
3. 出席委員 (19名)

| | |
|--------------|---------------|
| 持山 幸 会長 | 平田 委員 |
| 平山 正行 会長代理 | 北村 博美 委員 |
| 井上 治康 委員 | 上田 忠夫 委員 |
| 北・康 委員 | 行武 明 委員 |
| 岡部 貢 委員 (欠席) | 矢野 榮 委員 |
| 倉掛 正則 委員 | 藤井 貢 委員 |
| 平山 雅章 委員 | 八尋 幸 委員 |
| 川上 富男 委員 | 下村 喜美子 委員 |
| 山本 政明 委員 | 行武 勇吉 委員 |
| 山口 弘行 委員 | 池松 和義 委員 (欠席) |
| メ野 江 委員 | |

4. 付議事項

議事

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 経営主変更承認届について
- 議案第1号 平成29年7月期農用地利用集積計画の審議について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)
- 議案第3号 農地転用計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)
- 議案第6号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 議案第7号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について

その他

5. 議事録署名人に指名された委員の氏名

矢野 榮 委員、 藤井 貢 委員

6. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 林田 真弓

(会議経過)

| 発言者 | 議題・発言内容・決定事項 |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ただ今から、平成29年度第4回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。</p> <p>なお、4番 岡部委員と 21番 池松委員から欠席届が出ておりますが、現在の出席数は委員定数21名の過半数を超えておりますので総会は成立しております。</p> <p>それでは、農業委員憲章を全員で読み上げたいと思いますので、ご起立の程よろしくお願い致します。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p> |
| 事務局 | <p>ご着席をお願いします。</p> <p>次第2、会長挨拶でございます。会長よろしくお願い致します。</p> |
| 会長 | <p>(会長挨拶)</p> |
| 事務局 | <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしくお願い致します。</p> |
| 会長 | <p>議事録署名人の指名を致します。16番 矢野委員と17番 藤井委員にお願いを致します。</p> |
| 事務局 | <p>よろしくお願い致します。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしくお願い致します。</p> |
| 議長 | <p>それでは、付議事項にはいります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>議案書1ページをお開き下さい。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号5を読み上げる)</p> |
| 事務局 | <p>以上ご報告申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされる方は挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願い致します。</p> <p>それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> |
| 9番 | <p>合意解約が成立した日とありますが、この分は、後はどうなっていますか。</p> |
| 事務局 | <p>3～5番は、あっせんでの売買が決まっています。1,2番は確認しないと分かりません。</p> |
| 9番 | <p>分かりました。田植えの時期で気になりましたので確認でしました。</p> |
| 議長 | <p>他に何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p> |
| 事務局 | <p>(報告第2号 番号1を読み上げる)</p> <p>以上ご報告申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。 それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。 議案第1号 平成29年7月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>議案書7ページをお開きください。 議案第1号 平成29年7月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読み上げる)</p> |
| 事務局 | <p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第1号 平成29年7月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。 それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので採決に移ります。 議案第1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第1号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>議案書8ページをお開き下さい。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>場所につきましては、別紙の配置図3ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、9ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号 農地転用計画変更申請についての、番号1について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書10ページをお開きください。 議案第3号 農地転用計画変更申請について 上記について、次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。 理由 農地法に係る事務処理要領第4の7の(3)のエの(イ)の規定により、農地転用計画変更申請書が提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> |
| 事務局 | <p>以上ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号1について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(番号2を読み上げる)</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(番号3を読み上げる)</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号3に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号3は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第3号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(番号4を読み上げる)</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 それでは、質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号4に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第3号の番号4は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書13ページをお開きください。 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 4条知事許可分 本日付 会長名でございます。 理由 農地法第4条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第7条第1項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>申請人は申請地 4 1 3 m²に太陽光発電パネル 8 0 枚を設置し、発電出力 2 0 k w の電力を、九州電力に販売する計画での転用申請です。尚、本申請は議案第 3 号の番号 1 にて変更について可決されております。他の法令の許可、認可申請につきましては、再生可能エネルギー発電設備の認定を受けられ、九州電力へ電線の接続、販売の申込の手続きは済まされております。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない 1 0 ha 未満の小規模な区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。</p> <p>以上、ご提案申しあげます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第 4 号の番号 1 について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について、担当委員から報告をお願いします。</p> |
| 2 番 | <p>この土地は、先程の議案の 2 5 年に転用許可がでていた分、2 棟の建売住宅を計画していましたが、元々の地域の中に新たな人が入ってくるのは、なかなか難しく、売れなくて荒れ放題になっています。隣の土地が売れたのでこの土地は売れないだろうと不動産屋が判断して、太陽光発電設備を設置するようになりました。周りにも特に問題はないと思いますので、許可をお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> |
| 会長代理 | <p>別にありません。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありますか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 4 号の番号 1 に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第 4 号の番号 1 は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についての番号 1 について、事務局より説明をお願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>議案書 1 4 ページをお開きください。</p> <p>議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 条知事許可分 本日付会長名でございます。</p> <p>理由 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が農地法施行令第 1 5 条第 1 項の規定により提出されたので、審議を求めます。</p> <p>(番号 1 を読み上げる)</p> |
| 事務局 | <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅地建物取引業の譲受人は、申請地 3 3 0 m²を購入し、一体利用する宅地 2 3 . 1 4 m²と、併せて、2 区画の建売住宅として販売する目的での転用申請となっております。</p> <p>建物としましては、木造 2 階建て建築面積 1 0 5 . 9 9 m²の住宅を 2 棟建設する計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地でありますので、農地の区分は第3種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願い致します。</p> |
| 9 番 | <p>根本的にこの場合は、宅地課税がかかっています。上下水道も通っており、住宅を建てるのに問題はないと思います。よろしくお願ひします。</p> |
| 議 長 | <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> |
| 会長代理 | <p>別にありません。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、事務局の説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号の番号1は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(番号2を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は申請地に置いて自動車板金塗装業を開業するために農地を購入し、180㎡の事務所兼工場を建設整備する計画での転用申請です。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側におおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。国道の沿道の区域内に設置される車両の沿道サービス施設であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当します。</p> <p>一般基準につきましては、申請に係る添付書類にて、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号の番号2について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p> |
| 9 番 | <p>ここは、非常に落差があるので、できるだけ裏側から交渉をしてほしいと依頼していたんですが、金額の折り合いがつかず、今回の申請になりました。水路があるんですが、松延区との話がついて、現状のまま流すという事になり、ブロックをついて造成をする事になっています。油関係は浄化槽みたいな物で外には出ないように確認はしています。以上です。よろしくお願ひします。</p> |
| 議 長 | <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 会長代理 | 農家とすれば、油とかが流れなければ問題はないと思います。以上です。 |
| 議 長 | それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし) |
| 議 長 | ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成) |
| 議 長 | 議案第5号の番号2は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第5号の番号3について、事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | (番号3を読み上げる) 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、両親と同居していますが3人の子供の成長に伴い、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。 建物としましては、木造2階建て、建築面積65.44㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、本申請は議案第3号の番号2にて変更について可決されております。 他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。 |
| 議 長 | 議案第5号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。 |
| 2 番 | この土地は、先程も言いましたが、25年に転用許可がでている分で、2棟の建売住宅を計画していましたが、元々の地域の中に新たな人が入ってくるのは、なかなか難しく、売れなくて荒れ放題になっているところです。周りにも特に問題はないと思いますので、許可をお願いします。 |
| 議 長 | 会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。 |
| 会長代理 | 別にありません。 |
| 議 長 | それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 (質問なし) |
| 議 長 | ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成) |
| 議 長 | 議案第5号の番号3は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第5号の番号4について、事務局より説明をお願いします。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>(番号4を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、アパート住まいの為、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積80.01㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、北側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>議案第5号の番号4について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p> |
| 9番 | <p>住宅を建てる事には問題はないんですが、残った残地があまりにも多かったので、疑問に思いました。どうしてかという、譲受人が畑を作るとなっていますが、この人の土地で荒れ地があちこちにあり、国道沿いで見えますので、こういう機会にしか譲受人とお会いできないので、荒れ地にならないよう責任を持って管理しますと、一筆書いていただき、承認しました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> |
| 会長代理 | <p>別にありません。</p> |
| 議長 | <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議長 | <p>議案第5号の番号4は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号5について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(番号5を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は現在、妻の両親と同居しており、子供の成長に伴い手狭となった為、申請地を借り受けて住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積82.81㎡の住宅を建設される計画となっております。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、東側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>議案第5号の番号5について、事務局の説明が終わりました。</p> |

| | |
|------|---|
| 6 番 | <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p> <p>道路のそばで高い場所にあるので問題はないと思います。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> |
| 会長代理 | <p>周りは畑ばかりですので、迷惑はかからないと思いますので承認しても問題はないと思います。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号5に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号の番号5は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第5号の番号6について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(番号6を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、譲渡人から申請地を購入して、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、建築面積105.14㎡ 1棟2戸と、157.71㎡ 1棟3戸の合計2棟の集合住宅を建設する計画となっています。尚、本申請は議案第3号の番号3にて変更について可決されております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、山隈駅を中心に概ね半径500m以内にある農地であることから、農地の区分は第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号の番号6について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p> |
| 7 番 | <p>住宅地の中にある畑でしたので、区長さんと水利委員さんの許可がでていますので、許可をしています。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> |
| 会長代理 | <p>3号議案の中でも協議されましたので、説明することはないと思います。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第5号の番号6に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>議案第5号の番号6は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第5号の番号7について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(番号7を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>譲受人は、譲渡人から申請地を購入して、集合住宅を建築し、家賃収入を得るための転用申請です。建物としましては、建築面積105.14㎡1棟 2戸と、157.71㎡1棟3戸の合計2棟の集合住宅を建設する計画となっています。尚、本申請は議案第3号の番号4にて変更について可決されております。他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、山隈駅を中心に概ね半径500m以内にある農地であることから、農地の区分は第2種農地と判断します。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号の番号7について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p> |
| 7 番 | <p>6番の隣の土地を別の方が購入されて6番と同じ集合住宅を建てられます。内容としては同じで問題はありませので承認しております。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> |
| 会長代理 | <p>別にありません。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> |
| | <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号7に賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号の番号7は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第5号の番号8について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>(番号8を読み上げる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。</p> <p>宅地建物取引業者の譲受人は、譲渡人から申請地を購入して建売住宅を建築し販売するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て建築面積54.7㎡の住宅を、3棟、50.51㎡の住宅を3棟、建設する計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。</p> <p>次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の集落に接続して建築される住宅であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p> <p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第5号の番号8について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願い致します。</p> |

| | |
|------|---|
| 9 番 | 雨水の問題でトラブルがあったんですが、下流側から申請地の南側の方に流す方向で許可をもらおうとしたら、ご遠慮願いますという事で、西側の方に水路を変更しました。道路を挟むので業者に確認したところ、道路を切って工事をしますという事ですので、承認しました。以上です。 |
| 議長 | 会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。 |
| 会長代理 | 別にありません。 |
| 議長 | それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。 |
| 2 番 | 転用許可の基準ですが、区画化地域の許可不許可の判断基準はどうなっていますか。 |
| 事務局 | 転用許可がでる農地、3種農地の例であれば、学校、または病院、2つ以上から500m以内で、なおかつ、接している道路に上水道管または、下水道管が通っていれば3種農地になります。もしくは、役場から300m、駅から300m以内であれば3種農地になります。ただ、ケースバイケースで条件が合えば3種農地になる場合もあります。以上です。 |
| 議長 | 他に質問はありませんか。 (質問なし) |
| 議長 | ないようですので、採決に移ります。 議案第5号の番号8に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員賛成) |
| 議長 | 議案第5号の番号8は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。 議案第6号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局より説明をお願い致します。 |
| 事務局 | 議案書16ページをお開きください。 議案第6号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について 上記について、次のとおり提出する 本日付会長名でございます。 理由 筑前町長から農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域 整備計画の変更に関する意見について、依頼があったので、審議のうえ、意見を求めるものです。 (番号1を読み上げる) |
| 事務局 | 引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 議案書の20ページをお開きください。 20ページ事業計画書の2及び4に記載してありますように、申請地は鳥獣被害が多く、作物の栽培が困難である為、しいたけ栽培の原木としてクヌギ5,000本を植林する計画となっております。また、19ページに地元区長、担当農業委員の承諾があります。 申出地の周辺図については21ページをご覧ください。 なお、計画変更申請が承認され、農用地区域外の農地となった場合の、申請地の転用許可基準の立地基準につきましては、申請地の北側と南側は農地以外の土地に挟まれ、東側と西側は概ね5mの段差に挟まれ分断されている為、周辺農地との集団性のない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。以上 ご提案申しあげます。 |

| | |
|------|---|
| 議 長 | <p>議案第6号 筑前町農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、事務局の説明が終わりました。それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>ないようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第6号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> |
| 議 長 | <p>議案第6号は全員賛成にて可決を致します。次にまいります。</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案書22ページをお開きください。</p> <p>議案第7号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について上記について、次のとおり提出する 本日付 会長名でございます。</p> <p>理由 下記の者から農地移動適正化あっせん申出書が提出されたので、筑前町農地移動適正化あっせん事業実施要領5の規定に基づき、あっせん委員の選任について審議を求める。</p> <p>(番号1を読み上げる)</p> <p>あっせん委員 平田委員、川上委員</p> <p>場所につきましては、別紙の配置図、32ページをご覧ください。</p> <p>以上ご提案申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p>議案第7号 農地移動適正化あっせん申し出及び、あっせん委員の選任について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p> |
| 議 長 | <p>質問がないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第7号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> |
| 議 長 | <p>議案第7号は全員賛成にて可決を致します。</p> <p>以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。</p> <p>続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をして下さい。</p> |
| 事務局 | <p>次第5 その他</p> |
| 事務局 | <p>次第6 今後の日程について</p> |
| 事務局 | <p>次第7 閉会、閉会のことばを会長代理よりお願い致します。</p> |
| 会長代理 | <p>これもちまして、第4回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。</p> |